

令和 3 年 8 月 2 7 日

国際博覧会推進本部長決定案

「国際博覧会推進本部の後援等名義の使用について」（令和〇年〇月〇日国際博覧会推進本部決定）に基づき、国際博覧会推進本部の後援等名義に関する規程を次のとおり定める。

（趣旨）

第 1 条 2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）に向けた機運の醸成や、大阪・関西万博を通じ次世代に誇れる遺産を創出するとの観点から、国際博覧会推進本部としてその趣旨に賛同し、積極的に支援する価値があると認められる講演会、講習会、競技会、普及運動その他の行事、映像の制作、出版物の刊行等（以下「行事等」という。）に対しては、この規程の定めるところにより、国際博覧会推進本部の後援、協賛、賛助及び監修等（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認できるものとする。

（内閣官房副長官補の指名する内閣参事官との協議）

第 2 条 内閣官房国際博覧会推進本部事務局（以下「国際博覧会推進本部事務局」という。）は、あらかじめ内閣官房副長官補の指名する内閣参事官（文書審査を担当する内閣参事官）と次条に規定する審査基準により協議しなければならない。

（審査基準）

第 3 条 後援等名義の使用は、次に掲げる基準を満たすと認められる行事等について、これを承認することができる。この場合において、国際博覧会推進本部の信用を失墜させることのないよう十分配慮しなければならない。

一 主催者等及び関係者に関する基準

行事等の主催者、制作者及び発行者等（以下「主催者等」という。）が、次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者であること。

ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）

イ 地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）

ウ 国立大学法人、大学

エ 公益社団法人又は公益財団法人

オ 報道機関

カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる者（宗教法人を除く。）

二 行事等の内容に関する基準

行事等の内容が、次のアからキまでに適合するものであること。

ア 大阪・関西万博の機運の醸成等に積極的に寄与するものであり、かつ、当該行事等に対し、原則として、2以上の府省庁が後援等の名義の使用を承認するものであること。

イ 国民の生活又は教養の向上に寄与するものであること。

ウ 行事等が全国的又はこれに準じた広域性を有するものであること。

エ 行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。

オ 特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。

カ 行事等にあつては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。

キ 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているものであること。

(申請手続)

第4条 主催者等は、別紙様式による申請書に関係書類を添えて、当該行事等の原則として1か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前）までに、国際博覧会推進本部事務局に申請を行わなければならない。

(監督指導)

第5条 後援等名義の使用の承認後においても、国際博覧会推進本部事務局は、次に掲げるところにより、後援等名義の使用の承認を受けた主催者等（以下「承認主催者等」という。）を監督指導するものとする。

一 行事等について、承認主催者等又は関係者がこの規程の趣旨に反する行為を行わないよう、常に注意する。

二 承認主催者等又は関係者がこの規程の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合には、現地調査等必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、承認主催者等に対し、その是正を原則として文書により勧告する。

(承認の取消し)

第6条 承認主催者等が前条第2号の勧告に従わない場合は、国際博覧会推進本部事務局は、内閣官房副長官補の指名する内閣参事官（文書審査を担当する内閣参事官）と協議の上、速やかに承認を取消し、直ちに承認主催者等に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(結果の報告)

第7条 国際博覧会推進本部事務局は、行事等の終了後、速やかに、承認主催者等に行事等の実施内容、収支決算その他必要な事項を記載した結果報告書を提出させなければならない。

(専決処理)

第8条 国際博覧会推進本部の後援等名義使用の承認に関する事項については、極めて重要なものを除き、内閣官房副長官補が専決処理することができる。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、内閣官房副長官補が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

別紙様式

文 書 番 号
年 月 日

国際博覧会推進本部長

〇〇 〇〇 殿

申請者住所

申請団体名

氏名

〇〇〇に対する国際博覧会推進本部後援（協賛等）の名義の使用の承認申請について

下記〇〇に対する国際博覧会推進本部後援（協賛等）の名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事等の名称及び目的
- 2 行事等の主催者
- 3 行事等の期間（期日）及び場所

（関係書類）

- 1 行事等の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、他の後援等の団体等）を明らかにする書類
- 2 行事等の収支予算書
- 3 主催者等が民間団体の場合には、定款又は寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等団体の性格及び内容を明らかにする書類
- 4 その他必要書類